## 東日本大震災復興緊急保証の栫要

－直接被害を受けた中小企業者に加えて，全国的な震災被害対策として，3階建ての信用保証柽を用意。 －一般保証とは別枠で，セ一フティネット保証，災害関係保証とあわせて，無担保1億6千万円，最大5億 6 千万円まで利用が可能。


## ○東日本大震災復興緊急保証

（1）対象：震災被害により，経営に支障を来している次の中小企業者等
ア．特定被災区域内（※）で今般の地震•津波等により直接又は間接被害を受けた方
イ．原発事故に係る警戒区域•計画的避難区域•緊急時避難準備区域の公示の際に，当該区域内に事業所を有していた方

セ一フティ
ウ．特定被災区域外で特定被災区域内の事業者との取引関係により被害を受けた方等
※特定被災区域：東日本財特法第2条第3項に規定する区域（岩手県，宮城県，福島県の全域，青森県，茨城県，栃木県，埼玉県，千葉県，新潟県，長野県の一部の市町村）
（2）保証割合：融資額の100\％

ネット保証，災害関係保証とあわせ て，無担保 1億6千万円最大
5億6千万円

## －災害関係保証

（1）対象：•今般の地震•津波等により直接の被害を受けた中小企業者等
－原発事故に係る警戒区域•計画的避難区域•緊急時避難準備区の公示の際に，当該区域内に事業所を有していた中小企業者等
（2）保証割合：融資額の100\％

## セ一フティネット保証（5号）

（1）対象：業況が悪化している中小企業者（平成23年度下半期は原則全業種（82業種））
（2）保証割合：融資額の100\％

## －一般保証

（1）対象：（すべての）中小企業者
（2）保証割合：融資額の80\％

## 東日本大震災復楽緊急保証の棈要（2）

|  | 利用対氞省 | 哭 件 | 内 蓉 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\left\|\begin{array}{c} \text { 特 } \\ \text { 定 } \\ \text { 被 } \\ \text { 災 } \\ \mathbf{区} \\ \text { 域 } \\ \underset{i}{\prime} \end{array}\right\|$ | （1）地震•津波等により直接被害を受けた中小企業者。 <br> （原発事故に係る警戒区域等※2の公示 の際に，当該区域内に事業所を有し ていた中小企業者を含む。） | ＜罹災証明書＞ <br> （写しも可） <br> 警戒区域等の事業者は商業登記簿 ／納税証明書等 | 1．【対象資金】事業再建資金その他の経営の安定 に係る資金 <br> 2．【保証限度額】 <br> $\left.\begin{array}{l}\text { ○普通 ：} 2 \text { 億円 } \\ \text { ○無担保：} 8 \text { 千万円 }\end{array}\right\}$ 最大 2 億 8 千万円 ○無担保無保証人：1250万円 <br> ※災害関係保証，セーフティネット保証と合 わせて，無担保で1億6千万円，最大5億6千万円。（一般保証と別枠。） <br> ア）保証割合は融資額の100\％ <br> イ）保険てん補率は90\％ <br> 3．【保証料率】 O．8\％以下 <br> 4．【保証人】 <br> 代表者保証のみ（第三者保証人に ついては，原則不要） |
|  | （2）震災の影響により業況が悪化している中小企業者。 | ＜市区町村長の認定〉震災後の最近3か月の売上高等が前年同期比 $10 \%$ 』 |  |
| ｜特 | （3）特定被災区域内の事業者との取引関係により，業況が悪化している中小企業者。 | ＜市区町村長の認定〉 <br> 震災後の最近3か月の売上高 <br> 等が前年同期比10\％ <br> ＋理由書 |  |
| ｜ | （4）震災災害により風評被害による契約の解除等の影響で急激に売上が減少 している中小企業者。 | 〈市区町村長の認定＞ <br> 震災後の最近3か月の売上高 <br> 等が前年同期比 $15 \%$ 』 <br> ＋理由書 |  |

※1 特定被災区域（政令指定）：災害救助法が適用された市町村等（岩手県•宮城県•福島県の全域，青森県•茨城県•栃木県•埼玉県•千葉県•新潟県•長野県の一部の市町村）。
※2 警戒区域等：警戒区域，計画的避難区域，緊急時避難準備区域。

